

『法曹人口問題は、ここ数年が正念場です』

—東弁意見書を読む』

2009年（平成21年）2月1日

弁護士 武本夕香子

e-mail「veritas7@abeam.ocn.ne.jp」

法曹人口問題は、ここ数年が正念場です。早ければ来年度、3000人路線に近い方向性が維持されるのか、適正な人数への道筋がつくのかが決まるでしょう。そのことを、皆さんに是非ご理解いただきたく思い、この冊子を書きました。

そうした大切な時期ですので、この冊子を、皆様がご自身のお考えを纏められる際の参考にしていただければ、望外の幸せです。

I. 法曹人口問題の現状

いわゆる司法改革に反対しようものなら既得権益に固執する悪徳弁護士のように言われた異常な一時期を経て、やっとかなり自由（完全に自由とはまだ言えません）に発言できる時代になりました。2008年度は、各単位会において法曹人口の見直しを求める決議が相次ぎ、埼玉弁護士会などは、司法試験合格者数年1000人という私には全く妥当だと思われる臨時総会決議を採択しました。

これで、法曹人口問題が合格者抑制という正しい方向に向かえばよいと思っていたのですが、今年の終わり頃から、私のもとには、日弁連執行部が「合格者年2100人から2500人」で意見を集約しようとしているという情報が寄せられるようになりました。これは伝聞といえ伝聞に過ぎませんが、複数の確かな筋からのものでした。そして、東京弁護士会（以下、「東弁」）が日弁連執行部の意を受けて纏めようとしているという意見書案も入手しました。私は、これらの情報を、「がんこの会」のメーリングリストで報告しました（「がんこの会」は、法曹人口問題をはじめ司法改革の様々な問題を話し合うために作られたメーリングリストです。現在110人余りの会員が登録されています。（元・現）兵庫県弁護士会員であれば、どなたでもお入りいただけますので、是非ご入会下さい。なお、最初に居酒屋「がんこ」に集まったから「がんこの会」でして、決して「がんこな会」ではありません。）。)

そして、つい先日のH21年1月13日、ほぼ私が入手した通りの「法曹人口問題に関する意見書」が、東京弁護士会から公表されました（出典：<http://www.toben.or.jp/news/opinion/2009/20090113.html>）。そのことからして、「日弁連執行部が、合格者年2100—2500人の意見書を各単位会に出させようとしている」と言う話も、伝聞ではありますが、おそらく事実であるということが強く推認されました。

日弁連執行部が、目論んでいると思われる意見集約の内容は、如何なるものでしょうか。まず、東弁の意見書を見てみたいと思います。前述したように、私は、東弁の意見書が日

日弁連執行部の意向を受けたものだろうと考えているからです。

「合格者年 2100—2500 人」という数字は、東弁の意見書によると新司法試験のみの合格者数です。これに旧試合格者（東弁の意見書では 200 名程度を想定しています）を加えると、最大で年 2700 人の合格者が出ることとなります。仮に、旧試が廃止されたとしても、最大年 2500 人です。私には、到底弁護士として吸収しきれない非現実的な数と思われる。これでは、3000 人路線とほとんど変わりがなく、「ガス抜きにちょっと数字を下げた」という意図としか思えません。

次に、東弁の意見書は、法曹人口 5 万人の堅持を謳います。そして、「概ね 5 万人が現実化する数年あるいはそれより以前」までは、「合格者年 2100—2500 人プラス旧試合格者」を続けるという意見です。実に曖昧な書き方です。また、いつ頃「概ね 5 万人」が達成されるかの試算もされていません（後述するように、意見書案の方には、試算があります）。しかし、試算がなされている現行の 3000 人路線では、平成 28 年頃に法曹人口 5 万人に至ることになっていますから、2100—2500 人では達成は更に数年先のことになるでしょう。つまり、東弁の意見書は、「今後約 10 年程度」は「合格者年 2100—2500 人プラス旧試合格者」を続けるということ、暗々裏に含んでいるのです。

よって、日弁連執行部が目指していると推定されるのは、「合格者年 2100—2500 人プラス旧試合格者」と「それを 10 年近く見直さない」という内容の意見書を、多くの単位弁護士会に表明させることとなります。これは、とても容認できる内容ではありません。旧試の合格者数を増やすという裏技を使えば、合格者年 3000 人も夢ではありません。また、最も少ない合格者年 2100 人（ほぼ現在の合格者数）でも、10 年続けば、弁護士業界は惨憺たる状況に至り、社会的弊害も甚大なものとなるでしょう。

この目論見が成功したらどうなるのでしょうか。多くの県弁護士会が、「合格者年 2100—2500 人プラス旧試合格者」と「それを 10 年近く見直さない」という意見書を採択したら……。もうお終いとは言いません。言いませんが、極めてお終いに近いでしょう。法曹人口問題を、真摯に考えているのは（敢えてはっきり言います）弁護士だけです。その弁護士が、合格者年二千数百人を認めたら、他にもうそれを正して適正な法曹人口に戻してくれる人も組織もありません。

私は、日弁連執行部のこのような行動を、年 3000 人を決めた平成 12 年の臨時総会決議の再決議を求めるにも等しいものと考えています。合格者数を気持ち減らしただけで、平成 12 年臨時総会決議と今回の東弁の意見書には、本質的な差が無いからです。後ほど、東弁の意見書を見て戴くのですが、そこでは平成 12 年の臨時総会決議が礼賛されていることがお分かりになると思います。あるいは、平成 12 年の臨時総会決議「原理主義者」の静かな巻き返しと考えてもよいかもしれません。せつかく自由にものを言うことができるようになり始めたのに、せつかく適正な法曹人口への道を踏み出したところであるのに、原理主義者に「10 年近く見直さない」と口を塞がれてはなりません。

来年度は、こうしたことが決まるかもしれない極めて重要な年なのです。ただ、先行きには暗澹とならざるをえません。意見書の採択には、会長と常議員の承認だけで足るからです。

しかし、今はまだ、このような現実離れした意見書を出しているのは東弁だけです。まだ、間に合います。力を合わせて、このような動きにストップをかけましょう。

II. 東弁「法曹人口問題に関する意見書」を読む

以下では、東京弁護士会が平成 21 年 1 月 13 日公表した「法曹人口問題に関する意見書」の全文を引用し、それにコメントを付けたいと思います。東弁の意見書は、ゴシックで、私のコメントは、明朝体で表記します。

しかし、その前にまず総論的な批判を行っておきましょう。

1) 総論的批判

東弁の「法曹人口問題に関する意見書」は、総体的に、以下のような特徴があります。

まず、東弁意見書の基本方針は平成 12 年の臨時総会決議のコピーで、新しい視点はありません。ひたすら平成 12 年決議を墨守しようとするもので、私が先に批判をこめて書いた平成 12 年の臨時総会決議の「原理主義者」の名が相応しい内容と言わざるをえません。

次に、東弁の意見書は、この 8 年間の状況の変化も、実証的なデータもほとんど無視して、空想とも言える推測だけの議論に終始しています。

私が、このように言う「統計が全てではない。」と言った反論をされることがあります。勿論、「統計が全てではない。」ことは当然です。私は、「統計や科学的データがあるところでは、その結果を基に議論しましょう。」と言っているに過ぎません。統計も誤ることがあるでしょうから、統計結果と違うことを言っただけとはいけないと主張しているわけでもありません。その統計結果から合理的に出てくる結論が違ふというのであれば、統計結果のどこがどのように誤っているかを明示すべきです。そうでなければ、科学的な議論ができないからです。

また、多くのことは、適正なデータがありません。そのような場合にも、できるだけ合理的に判断すべきではないでしょうか。

後ほど見て戴くこととなりますが、東弁の意見書は、統計結果を無視していたり、統計結果を使用しているにもかかわらず、推論過程を示さず曲解とも言える恣意的な結論を導いています。

最後に、東弁の意見書は「市民のための司法改革」を謳いながら、それは言葉だけで、「市民のための」と言う観点がありません。これについては、次節で実例を踏まえつつご説明致します。

2) 東弁「法曹人口問題に関する意見書」を読む

「
日本弁護士連合会
会長 宮崎 誠 殿

2009 (平成 21) 年 1 月 13 日

東京弁護士会
会長 山本 剛嗣

法曹人口問題に関する意見書

本会は、法曹人口問題についての意見書を、以下のとおりとりまとめましたのでご報告申し上げます。

第1 意見の趣旨

1、日本弁護士連合会（以下「日弁連」という）は、法曹人口について、2000年11月1日の臨時総会で決議された「法曹一元制の実現を期して、憲法と世界人権宣言の基本理念による『法の支配』を社会の隅々にまでゆきわたらせ、社会のさまざまな分野・地域における法的需要を満たすために、国民が必要とする数を、質を維持しながら確保するよう努める」との基本方針を今後も堅持し、上記総会決議の中で「国民が必要とする適正な法曹人口」の将来予測として試算した「概ね5万人程度」の法曹人口に見合う司法基盤の整備と弁護士業務基盤の確立そして、「法の支配」の実現に向けて全力を尽くすべきである。

2、司法制度改革審議会意見書及び2002年閣議決定の増員ペース（「2010年頃に新司法試験の合格者数を年間3000人まで増加させ、その後も同程度以上の合格者を輩出して、2018年頃に実働法曹人口5万人に至る」）は、結果として急激に過ぎ、年間合格者が2000人を超えた現時点において生じている、「法曹の質の低下の懸念」や「法曹人口増員に対応するための司法基盤整備の不十分」等の様々な問題や懸念を徐々に解消すべく、調和のとれた法曹人口の増員ペースに見直されるべきである。

すなわち当会は、将来の法曹人口として「概ね5万人程度」に至る過程において、新司法試験の年間合格者数を、2100人～2500人の範囲内で、その年度ごとの受験生の成績や質に応じて判断されることが妥当であると考えます。

よって、日弁連は、2002年閣議決定の見直し及び新司法試験の年間合格者数が上記の範囲内で収まることを求め、政府及び関係諸機関に対して強く働きかけるとともに国民の理解が得られるよう、政策実現の具体的道程を示しながら積極的な広報活動をすべきである。」

1. 本意見書は、まず、平成12年の臨時総会決議の礼賛から始まります。二つの趣旨のうちの一つがこれですから、先に事実上「平成12年の臨時総会決議の再決議」にも等しいと書いたのです。

しかし、この二つの趣旨は不合理な趣旨と言わざるをえません。データを見ても、身近な弁護士の現状を見ても、「年3000人」も「法曹人口5万人」も、いずれも誤った目標だからです。「法の支配」も、言葉の誤用であり、且つ弁護士の思い上がりに過ぎません。細かいデータやなぜ弁護士の思い上がりになるのか等の議論は、私の冊子「法曹人口に関する一考察」を見て戴ければ幸いです。

2. 我々弁護士は誤った行動を取りました。我々弁護士だけではありません。小泉改革という熱狂の中、国民もみんな誤ったのです。かくして、所得格差が広がり、株主の利益は倍増し、労働者の賃金は減少し、派遣労働が認められ現在の惨状が出現しました。

過ちを犯すことは無くしようのないことで、それを反省し訂正することは、決して恥

すべきことではありません。無反省と居直りこそ、恥とすべきです。もう、平成 12 年の臨時総会決議は誤りでしたと、率直に認めましょう。反省なしには、新しい道を歩み出すことはできません。共に、より良い司法の構築へ向けて、反省から始めましょう。

3. 一つ嘘をつけば、それを隠すために、百の嘘をつかねばならなくなるとは、よく言われることです。東弁の意見書もその通りで、平成 12 年の臨時総会決議の墨守という無理が、その後の議論に結果したのでしょう。東弁には、優秀な人が、枘で量るほどいるはずですが、それなのに、以下のような議論になる理由は、それしか考えられません。

「第 2 意見の理由

1、「市民のための司法改革」における法曹人口増員の意義

(1) 日弁連は何を目指して法曹人口増員の方針を打ち出したか

ア 日弁連は、2000年11月1日の臨時総会において、「法曹一元制の実現を期して、憲法と世界人権宣言の基本理念による『法の支配』を社会の隅々にまでゆきわたらせ、社会のさまざまな分野・地域における法的需要を満たすために、国民が必要とする数を、質を維持しながら確保するよう努める」との基本方針を決議しているが、その理由とするところは、次の3つであった。

① 法曹一元制の基盤としての法曹人口

法曹一元制は、官僚司法制度の打破のために日弁連が一貫して主張してきた司法の基本理念であり、弁護士が社会のあらゆる分野で広範な活動をする法律実務専門家として存在することを前提としていて、その実現のために法曹人口増員が必要となることは必然的である。

② 「市民の司法」の実現基盤としての法曹人口

弁護士が、市民にとって「頼もしい権利の護り手」であり、「信頼できる正義の担い手」であるためには、弁護士が全国にあまねく存在し、社会のあらゆる領域で、真に信頼できアクセスの容易な質の高い法律実務専門家として、身近で活動している状況になければならない。その実効性のある抜本的解決のためには、法曹人口の増加が不可欠である。

③ 21世紀の弁護士像

21世紀の社会では、弁護士が、自由・公正並びに透明性の高い法化社会の進展に寄与し、それを維持発展させるために、地域的にも、分野・領域的にも、社会全般に進出し、市民に助言する専門的法律実務家として活動することが求められる。それらの役割を担いきるためには、それに相応しい弁護士の質と量の確保が必要である。

イ これらの基本理念は、民主的な司法を確立し、その司法に市民が容易にアクセスできるようにして、全国の津々浦々、社会の隅々のあらゆる分野に至るまで、弁護士及び司法制度を利用して法的諸問題が解決される「法の支配」を確立しようとするもので、今日においても、その意義と重要性は何ら変わってはいない。従って、これらの基本理念の実現のための司法改革を推進するとともに、そのために必要な法曹人口増員を、これからも継続していかなければならない。」

1. 「意見の理由」も、また、過去の日弁の決議の正当化から始まります。これほど社会

的弊害をもたらし、理論的にも破綻しているのにもかかわらず、自画自賛をするだけでは誰からも賛同してはもらえないでしょう。

「**法曹一元制の実現を期して、憲法と世界人権宣言の基本理念による『法の支配』を社会の隅々にまでゆきわたらせ云々**」は、この意見書中二度目の引用です。この文章の修飾関係も理論的構造も全くわかりません。法律家の文章は悪名高いですが、この文章は、その見本と言っても過言ではないでしょう。

この部分は「**必要な法曹人口増員を、これからも継続していかなければならない。**」と結ばれていますが、何故法曹人口を増員しなければならないのか、その理由が全く示されていないことに注意して戴きたいと思います。

2. 次に、「**法曹一元制**」の「**実現のために法曹人口増員が必要となることは必然的である。**」と何の説明も論理もなく断言されています。改めて書くまでもなく、法曹一元制と法曹人口の間に、直接的な関係はありません。法曹一元制は、制度なので、法曹人口にかかわらず、法曹一元の制度を作れば実現できることです。

では、現実はどうでしょうか。法曹人口が増加して、以前より法曹一元制が、主張されることは少なくなりました。私は、少なくとも現状では、法曹人口の増加が、法曹一元制を遠ざけていると思います。そのあたりの事情は、冊子「兵庫県弁護士会の課題とこれからの司法」に具体的に述べましたので、そちらを参照戴ければ幸いです。

3. ②と③も問題ある内容を含んでいます。「**弁護士が全国にあまねく存在し**」なければ、「**権利**」も護もられず、「**正義の担い手**」もいないような社会が、市民にとって良い社会でしょうか。逆でしょう。弁護士が存在しなくても権利も正義も守られる社会が、市民にとって良い社会です。そして、多くの場合、弁護士がいなくとも市民により適正な社会が運営されています。実際、弁護士による解決は、法による解決を意味しますが、法律は最低の倫理や慣習を定めたものにすぎず、一般にはより高い倫理観に基づき法律による解決よりもむしろ正義にかなった解決がされています。そして、多くの市民は、生涯弁護士の世話にはなりません。それが良い人生なのです。私には、「市民のため」ということを装い、その実「**弁護士のための社会**」を空想していると思えます。(勿論、弁護士が法によらない解決を提案する場合がありますが、それなら弁護士より良い案を出す人もいるでしょう。)

もう、あちこちに弁護士がいなければ、権利も正義も守られない社会を、理想社会のように空想するのはやめたいものです。

弁護士は、一般の市民より上等な人間でできているわけではありません。同じ人間です。法律を良く知っているだけの同じ人間です。法律を知っているからといって、市民より偉い存在であるわけではありません。むしろ、「法律に違反していなければいい」と考えがちな点において、一般市民より倫理観において劣った結論を導きやすいのではないかと思います。

平成12年当時、我々は、ここで決定的に誤りました。

では、どうすれば良いでしょうか。まず、市民を見下すことをやめ、謙虚になりましょう。弁護士が社会正義を実現するという自負を持つことは大事ですが、同時に、法律を知っているだけの弱い人間であることを自覚しなければなりません。そして、弁護士がいなくとも良い社会が理想の社会であるという当然の事実に向き合わねばなりません。

弁護士は、市民が不幸にしてトラブルに巻き込まれた時にだけ利用せざるを得ない「必要悪」のごときものであることが見えてくるでしょう。

誤解がないように書いておきますが、「必要悪」とは言うものの、悪と戦う時の弁護士は、まごうことなき「正義の味方」です。ですから、あまり卑下し過ぎることも必要ないと思います。しかし、それは、悪あってこそその正義の味方です。正義の味方でいたいからといって、12年決議のように、そこら中に悪があって、それに対してそこら中で弁護士が戦うという社会を、理想社会のように空想してはいけないということです。それは、「市民のため」という建て前に名を借りた「弁護士のため」の社会です。我々は、あくまで「悪無き社会」と「小さな司法」を目指さねばなりません。

「(2) 弁護士人口の増員は、競争原理に立つものではないこと

我々が考える法曹人口増加の理念は、規制緩和に連なる競争原理に基づく法曹人口増加論、すなわち「弁護士の人口を大幅に増やし、市場の自由競争に任せれば、質の高い法的サービスをローコストで得ることができ、質の低い弁護士は自然淘汰される」という考え方は明らかに違うものであり、我々はそのような司法の世界における競争ないし市場原理を是認するものではなく、あくまで一線を画す必要があることを敢てここに指摘する。

すなわち、弁護士の職務は、人権擁護と社会正義の実現を使命とする公共的職責を担い、また市民の財産のみならず生命・身体に関わるものであることから、法曹人口を増員する場合にも競争と優勝劣敗の経済論理による淘汰に任せてはならないことを強く自覚し、法曹として必要な質を維持しながら司法改革の実現に資する調和のとれた増員を図らねばならないと考えるものである。」

この部分は、市場原理が機能しないことを明確に主張しているところは評価できます。しかし、「何故弁護士と言う職業が市場原理になじまないか」を、具体的説得的に説明できておらず、「駄目なものは駄目」と言っているだけのような印象を与えるところが感心できないところです¹。

「(3) 「概ね5万人」という将来法曹人口予測の根拠

前記2000年11月1日日弁連臨時総会決議は、その提案理由の中で、「国民が必要とする適正な法曹人口」の将来目標として、以下の検討要素を挙げて、「概ね5万人程度」という数値を試算している。

- ① 法律相談・法律扶助・国選弁護・当番弁護士など法的ニーズから必要数を積算する方法、
- ② 民事法律扶助の拡充、国費による被疑者弁護制度の実現など司法基盤整備の状況を考慮する方法、
- ③ 東京都や大阪市の人口と弁護士数の比率により、日本全体の弁護士数を推測する方法、
- ④ 実質GDPの上昇率と法曹人口増加率の比較、
- ⑤ 法人数の伸び率と法曹人口増加率の比較、

¹具体的な議論は、「法曹人口問題についての一考察」第22頁をご参照戴ければ幸いです。

- ⑥ 地域司法計画による積み上げ、
- ⑦ 外国の弁護士人口と国民人口比率との比較、
- ⑧ 新たな法曹養成制度の整備状況

かかる決議に至るまでの議論過程における当時の予測としては、a. 個々の弁護士の負担が適度な範囲で被疑者国選弁護を完全実施するには約5万人の弁護士が必要、b. 市民アンケート等による潜在的な法的需要に応じていくためには約4万人の弁護士が必要、c. 法曹一元の供給母体としての弁護士は約6万人が必要、等のシミュレーションであった。日弁連は、それらを総合的に考慮して「概ね5万人程度」という数を試算したもので、仮にその試算の精度に諸々の意見があるとしても現在これを大幅に見直す積極的な理由もなく、またこれは「市民のための司法改革」達成のために必要な数として日弁連が対外的にも宣言した数値であり、これ自体は変えるべきはないと考える。」

1. 残念ながら、この部分も非論理的と言わざるを得ません。「概ね5万人程度」という試算自体に合理的な理由が存在しません。しかも、「仮にその試算の精度に諸々の意見があるとしても現在これを大幅に見直す積極的な理由もなく」と、無根拠かつ非論理的に断定するのみで、論理がありません。この書き方では、何の調査も、比較検討もせず「大幅に見直す積極的な理由もなく」と書かれていると解釈されても仕方ありません。少なくとも、これほど根拠を示さない見解は、珍しいのではないのでしょうか。

しかも、この意見書は9ページで「前記日弁連調査報告書でも、2018年に現在の2倍の弁護士人口（5万人）を吸収できる法的ニーズの顕在化は困難であると指摘しており」と自ら記載しています。これは、「大幅に見直す積極的な理由」には、ならないのでしょうか。このような不整合性をいかに理解すれば良いのでしょうか。

2. また、この文章に続く「またこれは「市民のための司法改革」達成のために必要な数として日弁連が対外的にも宣言した数値であり、これ自体は変えるべきはないと考える。」という一文に至っては何と申し上げたらよいのか、言葉を失います。市民のための司法改革である以上、市民のためにならない、または市民にとって必要ないことが判明したなら、その時点で即刻市民のために進路変更をすべきではないのでしょうか。ところが、「日弁連が対外的にも宣言した」から変えるべきではないとは、どういうことでしょうか。どこに市民の視点があるのでしょうか。この文章は、一度作るといったから不必要なダム建設をやめられない官僚の存在を思い起こします。市民のための司法改革だからこそ、社会的弊害が発生することが明らかになった以上、進路変更すべき務めを我々弁護士は負っているはずで、私達弁護士は、決して、過去の、或いは、現在の執行部の面子のために従前の路線を踏襲すべきなどと言った意見を社会に発信すべきではありません。

「(4) 数として検討すべき「法曹」とは（隣接法律専門職種との関係）

①ここで「適正法曹人口」と言う場合の「法曹」の意味を確認しておく必要がある。

諸外国との法曹人口の比較において、我が国には他国と異なり、弁護士以外に、行政官庁の管理・監督する隣接法律専門職種（司法書士18974人・弁理士7763人・税理士70664人・行政書士38883人・社会保険労務士32322人・土地家屋調査士

18615人)が18万人以上もあり、これら隣接法律専門職も含めて法曹人口を比較するのであれば、我が国が諸外国に比して法曹人口が決して少ないとは言えない。

しかしながら、これら隣接法律専門職は、これまで弁護士の少ない地域や経済的規模の小さい市民の法的問題の解決において一定の役割を果たしてきたことは事実であるが、本来的には、法的紛争事案ではない法律事務業務を行うべき存在であり、法的判断が伴う法的紛争事案の解決を担うべき職責は、法曹養成プロセスの法的訓練を積んだ弁護士にあり、その意味で「法曹人口」の「法曹」には含まれるべきものではないのである。

そしてこれら隣接法律専門職は、弁護士と異なり、本来的に行政の補助職としての実質・性格を有するものであり、行政官庁の管理・監督を受ける立場にある。法的紛争事案の解決は、当該行為の妥当性のみならず適法性や違憲性までも常に視野に入れて対応する必要があり、時には国家権力と対峙しなければならないが、行政官庁の管理・監督を受ける隣接法律専門職ではそのような対応は期待できず、権力からの独立を認められ自治権を有する弁護士こそが真にその役割を担うべきである。

②2001年6月の司法制度改革審議会意見書においても、「21世紀の司法を支えるための人的基盤の整備としては、プロフェッションとしての法曹(裁判官、検察官、弁護士)の質と量を大幅に拡充することが不可欠である。」と述べられており、隣接法律専門職を法曹に含めて考えてはいないと思われる。更に意見書は「弁護士と隣接法律専門職種との関係については、弁護士人口の大幅な増加と諸般の弁護士改革が現実化する将来において、各隣接法律専門職種の制度の趣旨や意義、及び利用者の利便とその権利保護の要請等を踏まえ、法的サービスの担い手の在り方を改めて総合的に検討する必要がある。しかしながら、国民の権利擁護に不十分な現状を直ちに解消する必要性にかんがみ、利用者の視点から、当面の法的需要を充足させるための措置を講じる必要がある。」と述べている。すなわち、法的サービスの担い手は弁護士であり、しかし弁護士人口が足りない現状に鑑み、当面の法的需要に応じる為に隣接法律専門職種に措置を講じる(一定の権限を付与する)としたものである。したがって、弁護士人口の増加により弁護士が法的需要を充足するに至った場合は、当面付与された権限の縮小すらを視野におかれているのである。そして、この数年間において、着実な弁護士人口の増員を果たし、法的需要に対応できる展望が拓けている現状において、司法書士・行政書士・社会保険労務士等の権限拡大要求(上限額のない法律相談や代理権付与等)には断固反対するものである。」

1. 法曹人口問題で、他土業が問題になるのは、主として次のような文脈です。「諸外国と日本で、弁護士数だけを比べれば、日本が少ないようであるが、日本では法律業務を多くの土業で分担して行っているので、諸外国ほどの弁護士数が必要でない。フランス並みの5万人の弁護士などは、全く必要ではない。」この議論に、法曹人口をどう定義するかは、関係がありません。よって、法曹人口問題という視点からは、「法曹」をいかに定義すべきかは、的はずれの議論といわざるを得ません。

ただし、この議論の途中にある「**行政官庁の管理・監督を受ける立場**」であるから隣接他土業を、法曹人口に含めるべきではないという立論は、深く嘉するに足るでしょう。長く記憶しなければなりません。東京弁護士会は、必ずや会を挙げて「**行政官庁の管理・監督を受ける**」法テラスに反対してくれるものと信じるからです。

2. 後半の「**司法書士・行政書士・社会保険労務士等の権限拡大要求（上限額のない法律相談や代理権付与等）には断固反対するものである。**」は、首肯することができます。しかし、その前の「**当面付与された権限の縮小すらを視野におかれているのである。**」は、楽観的過ぎると思います。一時ほどではないにしろ規制緩和の流れの中、他士業の権限が拡大され弁護士との垣根が取り払われる方向の動きこそあれ、一旦他士業に付与された権限が縮小されるなどと期待できる社会的要因はどこにもないからです。どうしても法曹人口5万人の方向へ誘導したいから、このようなありそうもないことを書かねばならないのかもしれない。

「(5) 法曹人口増員実現のために必要な基盤整備

いかに法曹一元制の供給母体として、また潜在的な法的ニーズがあるとして、あるいは被疑者国選完全実施のための刑事弁護人確保のためとして、適正法曹人口「概ね5万人」と算出されたとしても、利用者である市民が容易に法曹（弁護士）を利用できる司法そして社会的基盤が整備され、また弁護士も市民の期待に応えられるような能力・質を備え、これに対応し得る業務基盤が確立されなければ机上の空論の謗りを免れない。

法曹人口の大幅増加によって、法曹一元制の実現を期し、司法を市民の身近にして『法の支配』を社会の隅々にまでゆきわたらせ、社会のさまざまな分野・地域における法的需要を満たすためには、単に法曹人口とりわけ弁護士人口だけを徒に増やすのではなく、増加する弁護士が有効かつ有益に利用されるような司法のみならず社会基盤の整備が必要であり、日弁連はこれまでも増して、これらの基盤整備のために全力を尽くすべきである。」

この部分の前半のように、きちんと論証もしていないことを、既成事実のように書き連ねるのは、繰り返しによる洗脳の効果がありますが、その実、理論的な理由の欠落を露呈しています。また、後半は、具体性がなく、それこそ本文中にある「机上の空論」的であると言えるでしょう。

「2、法曹人口の増員ペースを緩和すべき理由

以上述べたとおり、将来の法曹人口として概ね5万人程度に向けて、法曹人口は漸次増員されるべきであるし、その人口増員を支える司法基盤及び社会的基盤の整備に向けて、日弁連はこれからも最大限の努力をすべきである。

しかしながら、人口増員ペースがあまりに急激であれば、その増員を支えるべき司法基盤及び社会的基盤の整備が間に合わず、かえって様々な諸問題が生起することとなる。日弁連は、「2010年頃に新司法試験の合格者数を年間3000人まで増加させ、その後も同程度以上の合格者を輩出して、2018年頃に実働法曹人口5万人に至る」とした司法制度改革審議会意見書及び2002年閣議決定の増員ペースを、これまで尊重してきたが、年間合格者が2000人を超えた現時点において、以下のような問題が顕在化しつつある。前記臨時総会決議において、日弁連は「…このたび審議会から示された前記目標の実現過程や達成時期について、法曹一元制の達成をも展望しながら、司法の一翼を直接担う立場から具体的な提言を行っていきたい。」ともしており、以下の問題が顕在化した今

こそ、達成時期の見直しすなわち法曹人口の増員ペースについて提言を行うべきである。」

(1) 司法修習生の基本的法律知識の低下について

(2) 法曹の「質」を担保する新しい法曹養成システムが成熟途上であることについて

(3) 法曹人口増員に対応するための司法基盤の整備の遅れについて

(4) 司法の有効かつ有益な利用のための基盤整備及び法的ニーズの顕在化の遅れについて

「市民のための」と口では言いながら、上に理由として挙げられているのは、全て内向きの理由です。法曹関係者の都合が羅列されています。市民の視点からも、弁護士の視点からも書けるところでも（例えば、法曹の「質」の問題などもそうではないでしょうか。）、弁護士の視点から書かれています。これは何か、深い慮りがあるのでしょうか。私には、もっと強調されるべきだと思われる「質の低下によって市民に迷惑が及ぶ」「事件アサリで市民が迷惑をこうむる」と言った論点を、意図的に避けたのでしょうか。私の「法曹人口問題についての一考察」の冊子には、「2市民から見た弊害」²という一節を設けてありますので、よろしければ比較して戴ければ幸いです。

「(1) 司法修習生の基本的法律知識の低下について

司法試験の合格者は、2000年の司法制度改革審議会意見書の提言以来、毎年漸次増加し、2004年からは約1500人、2007年からは約2000人程度となっている。それに伴い、司法修習生の考試（いわゆる二回試験）において、2006年の59期では107人の不合格者が、2007年の60期でも新旧合計で119人も不合格者が出る等、大量の不合格者が出る事態となっている。また、2008年10月5日に出された最高裁判所の報告書によれば、法科大学院出身・新司法試験合格者が大部分となっている現在の司法研修所の修習生の現状について、「大多数は期待した成果を上げている」としながらも、一方で「実力にはばらつきがあり下位層が増加している」「最低限の能力を修得しているとは認めがたい答案がある」「合格者数の増加と関係があるのではないか」と指摘されている。

大量の二回試験不合格者が出たからといって、合格者も含めて法的基本知識能力のみならず法曹の質全般に問題があるかのように言うのは根拠のないことであるし、まだ1年目の結果だけであり、法曹としての質に問題が発生しているか否かの判断は、今後数年間の経過観察と検証を経なければならない。

しかし、少なくとも現時点において、司法修習生の法的基本知識の修得に懸念が生じているのであるから、そのような法曹養成の現場の声を考慮しその対策とともに新司法試験の合格者数の増員のペースの緩和についても検討せざるを得ない。」

「今後数年間の経過観察と検証を経なければならない。」ということですが、質の低下が明確になってから対策を講じるのでは、市民に取り返しのつかない人権侵害が起こった後になってしまいます。あらためて申し上げるまでもなく、人権は、非常に大切なもので、しかも、失われやすく、かつ、一旦冒されたならそれを取り戻すことは非常に困

² 「法曹人口問題についての一考察」第16頁目以下

難です。私達弁護士が人権侵害について鈍感であってはなりません。一人の市民であれ、弁護士の激増による人権侵害の被害を被るような社会にはしてはいけません。質の問題が発生しても、すなわち、弁護過誤や倫理規定違反等による人権侵害があっても、その後の検証に任せれば良いと言う議論を行う人の人権感覚を私は疑わざるを得ません。また、「増員のペースの緩和」では上手くいきません。3000人どころか、2000人を少し超えただけで社会的弊害が既に生じており、増員のペースの緩和などと言った緩やかな是正では、到底修正不可能だと思われるからです。

「(2) 法曹の「質」を担保する新しい法曹養成システムが成熟途上であることについて

法科大学院を中核とする新しい法曹養成制度は、従来の詰め込み主義による法的知識偏重の旧司法試験制度の行き詰まりを打破し、併せて法曹を大幅に増加させながら質を維持するプロセス教育として導入されたものである。そして、この法科大学院においては、「法理論の基礎知識」と「実務法曹としての基礎能力」を修得することが本来求められるのである。

しかしながら、この制度は日弁連の2008年7月28日付緊急提言の指摘にあるとおり「法曹の質」を担保する制度としては、未だ成熟途上にあると言わざるを得ない。各法科大学院の定員数削減問題が今後どうなるかを含め、現在検討されている法科大学院の在り方とその成熟度を見定める状況にある中、新司法試験の合格者数を従前の数値目標に拘って増加することは妥当ではない。他方日弁連は、法曹養成の中心的役割を担う者として、増員ペースをダウンすることによって質の担保が図られるといえるだけの新しい法曹養成制度の成熟を果たすべく、法科大学院に対する十全な支援とその道筋を示さなければならぬ。」

私は、量を増やして質も落とさないというのは、科学的に不可能ではないかと思えます。以前の教育システムがよほどお粗末ならば、そんなことも可能かもしれませんが、旧試でも皆青春と人生を掛けてリーガルマインドを習得するべく努力していました。例え今後、弁護士の急増により、弁護士として生活できなくなったとしても、難関の試験に挑戦しそして合格したことは、過去の合格者にとって生涯の宝物となり、生きてゆく力を与えてくれるでしょう。大学院を作ったからと言って、それを上まわるものができるわけでは必ずしもありません。私には、量を増やして質も維持せよという難題を押し付けられた法科大学院が気の毒に思われます。東弁の意見書のように、無理難題を押し付けておいて、今の法科大学院が駄目であるかのように言うのは、フェアでないと思えます。本当に質を落としたいくないのであれば、科学的には、数を減らすしかないでしょう。

「(3) 法曹人口増員に対応するための司法基盤の整備の遅れについて

① 新人弁護士の勤務先採用難とO.J.T.問題

弁護士の法曹倫理を含む実務法曹としての能力は、法科大学院や司法研修所の教育のみで養われるものではなく、これまでは、勤務弁護士として、あるいは先輩弁護士との事件を通して経験により修得されてきた面が大きい（いわゆるオン・ザ・ジョブ・トレーニング

グ、O. J. T.)。

ところが、司法試験合格者が2000人を超え、毎年多数の新人弁護士が誕生するようになった2007年から、司法研修所を卒業しても法律事務所への入所が困難となり、やむを得ず最初から独立したり、他の弁護士事務所に席だけ置かせてもらう新人弁護士が少なからず出てきており、今後はその傾向が一層強くなることが予想される。この状況はO. J. T.により実務法曹としての能力を修得する道が狭められることによる法曹の質に直結する憂慮すべき問題である。

日弁連及び各弁護士会は、新人弁護士の採用先確保のために、できる限りの対応策は講じてきたが、残念ながら増員ペースの急激さに追いつけない状態が生じようとしている。即独立をする新人弁護士のための技術支援として、eラーニングによる研修が実施され、更には支援チューター制度や支援メーリングリスト等の制度が実施されようとしているが、増員ペースは、かかる受け入れ態勢の整備状況等に照らして緩和すべきである。

② 裁判官・検察官の増員

司法制度改革審議会意見書は、法曹人口増加について、弁護士だけでなく、裁判官・検察官についても大幅に増加させることを提唱していた。弁護士が増加し市民が弁護士に法的紛争の解決を依頼しやすくなっても、司法制度を担う裁判官・検察官が不足しては、司法制度を十分に活用することができないからである。

ところが、2000年～2007年の増加の経緯を統計で見ると、弁護士は約6000人増えているのに対し、裁判官は約400人、検察官は約300人しか増えていない。国の司法予算の制約や、物的施設の収容能力等の問題、あるいは弁護士任官が予想以上に少ないという事情があるにせよ、裁判官・検察官の増員がこのように少ない状況では、司法試験の合格者の9割が志望する弁護士だけがが増えても、司法制度の実際の利用は進まないという極めて歪んだ司法環境になりかねない。従って、裁判官や検察官そして職員の更なる増員を図るとともに、他方新司法試験の合格者増員のペースを緩和し、調和をとるべきである。

③ 国選弁護報酬問題

被疑者国選事件の完全実施や、裁判員裁判への十分な対応体制の構築のためには、弁護士が均等にそれらを分担しようとするれば、試算では数万人の弁護士が必要となる。実際には、これら刑事事件の対処のためには、相当数のこれを専門的に扱う弁護士が必要となるが、現在の国選弁護費用はあまりに小額に過ぎる。刑事司法の充実を目指す今次の改革を担う多くの弁護士が十全な刑事弁護の職責を果たす為にも日弁連は、国選弁護報酬の抜本的引き上げを求め、これまで以上に政府及び関係諸機関に対し運動すべきである。」

意見書のこの部分は、珍しく「eラーニング、支援チューター制度、支援メーリングリスト」などの具体策があるのが、評価できます。ただし、「eラーニング」は、一時大変流行しましたが、現在ではその教育効果が疑問視されていることに注意しておく必要があります。

「裁判官・検察官の増員」については、細かく言うといろいろ問題はありますが、概ね同意できます。ただ、「合格者の9割が志望する弁護士」という表現は、ミスリーディングです。本当になりたくて9割が弁護士を志望するわけではないことは説明するまでもな

いでしょう。

被疑者国選制度ですが、弁護士人口の急激な増加で余裕を奪いボランティア的な仕事をしにくい状況に弁護士を追い込む一方で、ボランティア的な報酬しか認められていません。制度設計の間違いというしかなく、円滑に運営できるかどうか心配されます。当然、報酬増額の運動はすべきでしょう。「**試算では数万人の弁護士が必要となる**」とありますが、従来の国選事件の期間が少しのびるだけだという意見もあり、どれほど大変になるかは、まだ断定できないところがあります。ただし、裁判員制度との関係で、弁護士の負担が増えることが予想されます。別の機会を設けて、丁寧に分析する必要があると思います。

「(4) 司法の有効かつ有益な利用のための基盤整備及び法的ニーズの顕在化の遅れについて

① 法律扶助（リーガル・エイド）の脆弱さ

現在の法律扶助の予算金額が、欧米諸国の10分の1以下というような状況では、市民が身近な法律問題についても容易に弁護士を利用することはできない。

市民が司法を身近に利用するためには、法曹人口が増えてアクセスが容易であることももちろん必要であるが、経済力がない人や係争額が小さい事件についても容易に弁護士に依頼して司法制度を利用できるよう、法律扶助の範囲及び予算を飛躍的に拡大させることが必要である。法律扶助事件を専門として経済基盤が成り立つ弁護士が大勢増えてこそ、市民の中の潜在的法的需要を顕在化させることができるものである。

しかし、現時点において、法律扶助の予算金額が圧倒的に少ない現状の中では、市民が弁護士にアクセスし司法を有効かつ有益に利用することは困難である。法律扶助予算の拡大に合わせた法曹人口の増員のペースを考慮せざるを得ない。

② 市民・事業者等の潜在的法的需要に応えるための体制の整備について

市民や事業者・中小企業等の中に、まだまだ隠れた潜在的法的需要があることは、近年日弁連が行なった法的ニーズ調査報告書中の中小企業アンケートや市民アンケートでも明らかである。

しかしながら、法曹人口が増え始めたこの10年間でもさほど民事訴訟の事件数は増加しておらず、そのような潜在的法的需要に我々弁護士が応えられていない実情がある。それら潜在的法的需要に応えるためには、弁護士の数を増加させることはもちろん必要であるが、それだけではならず、前述した法律扶助の範囲及び予算の飛躍的拡大以外にも、弁護士の側で、それらを顕在化させ、仕事として受けられる体制作りが必要である。

具体的には、保険会社等とタイアップした権利保護保険の確立と拡充、少額訴訟への弁護士会としての対応（会が窓口となり新人弁護士等に受任してもらうシステム）、全国津々浦々で身近な場所で法律相談が受けられる体制の拡充、弁護士情報の開示（「ひまわりサーチ」システムの構築がなされた）、費用設定の明確化、弁護士会及び個々の弁護士の広報の充実による「敷居の高さ」の克服、ホームロイヤー制度の普及、等が考えられる。

日弁連は、これまでこれらの諸制度を実現すべく研究・検討し活動してきているが、増加した弁護士が市民・事業者等の潜在的法的需要に十分に応えられる体制作りは、まだ十分ではなく、現時点においては、反省も込めて、法曹人口増員のペースを見直さざるを得ない。前記日弁連調査報告書でも、2018年に現在の2倍の弁護士人口（5万人）を吸

収める法的ニーズの顕在化は困難であると指摘しており、達成時期を遅らせて、その間に一層の業務推進を実現することによって、法的ニーズの顕在化を図ることができる。」

法律扶助については、欧米諸国との開きが少なく見積もられていること以外ほぼ異論はありません。

次に、「まだまだ隠れた潜在的法的需要があることは、近年日弁連が行なった法的ニーズ調査報告書中の中小企業アンケートや市民アンケートでも明らかである。」という部分については、全面的に誤っていると思います。「潜在的需要」という言葉は、「今は需要がない」ということでしょう。「潜在的需要」が本当にあるのであれば、これほど経営できない弁護士や就職先のない弁護士が巷に溢れ、日弁連でも事業承継等中小企業との提携を模索し、弁護士の広告等を目にしなない日はないと言う状況下で、その「潜在的需要」の顕在化が未だに実現していないのはどうしてなのでしょう。

そもそも、どうして日弁連の調査結果から「潜在的法的需要があることは、」**「明らかである。」**と解釈できるのか分かりません。私は、同じ調査結果を、「潜在的法的需要なし」と解釈しました。少なくとも統計をどのように解釈したら、「潜在的法的需要があること」が**「明らか」**となるのか、その論理的な道筋を大筋であれ示すべきではないでしょうか。その際、何故潜在的需要がいつまで経っても顕在化しないのかとの理由も添えるべきで、そのいずれもなしに**「潜在的法的需要がある」**と結論づけられても説得力がありません。

実際、十数年前から業務拡大が言われ、我々も日弁連もそれなりに努力してきました。しかし、法的ニーズは掘り起こせませんでした。民事、刑事を問わず事件数は、平成15年をピークに大幅に減っています。過払い訴訟も法律改正により数年でなくなるでしょう。今までの状況に照らして、どちらの解釈が正しいかは、瞭然であると私には思えます。東弁の意見書では、「**法曹人口が増え始めたこの10年間でもさほど民事訴訟の事件数は増加しておらず**」と続けていますが、勿論この表現は正確ではなく、実際は減少しています。この事実から、「**潜在的法的需要に我々弁護士が応えられていない**」という結論を導き出す根拠はなく、「潜在的法的需要はない」とする方が、はるかに自然な結論ではないでしょうか。

上記文章に続く、業務拡大のための種々の具体策については一応評価することができますが、既に達成されているものも多く、業務拡大は難しいというのが私の印象です。

この部分の結語である「**前記日弁連調査報告書でも、2018年に現在の2倍の弁護士人口（5万人）を吸収できる法的ニーズの顕在化は困難であると指摘しており、達成時期を遅らせて、その間に一層の業務推進を実現することによって、法的ニーズの顕在化を図ることができる。」**については、空想と言わざるを得ないでしょう。現在の弁護士2万7000人弱でさえ、もう就職出来ない修習生や赤字経営に陥らざるを得ない弁護士を相当数生み出しているわけですから。

また、少なくとも「**達成時期を遅らせて**」に関して、最も早く達成される場合と最も遅く達成される場合について試算して、時期ぐらい明示すべきだと思います。粗雑な意見といわれても、仕方がないでしょう。

日弁連自身すら、2018年に5万人を吸収できる法的ニーズはない旨言っているのに、時

期を遅らせば何とかなるでは、誰も納得させることはできないでしょう。私は、寧ろ、人口の減少、高齢化、それらによる経済の停滞、グレーゾーン金利廃止のような法的整備の進展などで、法的ニーズは先細りすると考えています。ホームローヤー制度と言いますが、バブルの時期ならいざ知らず、企業でさえ不況から顧問弁護士切りを始め、個人も派遣労働等生活費の捻出にさえ苦しんでいる現状で、どうやってホームローヤー制度を導入させることが出来るというのでしょうか。

先に述べたように、過去に弁護士や日弁連は、業務拡大について努力をしてきたのです。弁護士の宣伝も以前とは比較にならないほど巷に溢れています。それでも、事件は減る一方なのです。政策冊子に書いた言葉を繰り返しましょう。「そして、全国の弁護士が英知を絞り、長年に亘る涙ぐましい努力にもかかわらず、業務拡大の努力が効を奏しないということについて、そろそろ私達は素直な気持ちで直面すべき時に来ているように思われます。『青い鳥』がどこかに存在するわけではないのではないのでしょうか。」

勿論、将来のことを正確に予想することはできません。それが、市民にとって、社会にとって良いことかどうかは別にして、例えば、法律が改正され、アメリカのような懲罰的慰謝料や弁護士の介入が強制される可能性、或いは、その他の理由で業務が一気に拡大される可能性を否定しているのではありません。適正な国選報酬でさえ獲得できない弁護士会が、確たる見込みもなく「時期を延ばせば何とかなるだろう」的な楽観のみで、市民に迷惑を掛けるような政策を決めてもらっては困るということを行っているのです。誠実に今日の状況を検討すれば、大幅に司法試験合格者を減らす以外に道はないと、私には思えます。

「③ 企業・官公庁等の弁護士需要について

21世紀の弁護士像において、弁護士がこれまでの職域にとどまらず、企業や官庁等にスタッフとして入り、その専門的知識を生かして活躍していくことが展望されており、司法制度改革審議会意見書においても法曹人口増加の需要として指摘されている。しかしながら、現状においては、企業・官公庁における組織内弁護士への需要は、最近とみに増加しつつあるものの、まだ予測されたほどの数で伸びてはいない。近時日弁連・弁護士会は、求人求職情報システムを構築して官庁等に働きかけ、また積極的に中小企業庁・経団連・地方自治体と連携を図って需要提起の着実な成果を挙げてはいるものの、その顕在化が不十分な現状においては、その需要増加を前提とした当初の法曹人口増加ペースも、弁護士会の運動不足の反省を込めて、見直さざるを得ない。」

この部分も議論すべき問題が多い部分です。

まず、「**弁護士がこれまでの職域にとどまらず、企業や官庁等にスタッフとして入**」ることが、本当に良いことと言えるのでしょうか。企業の職員となった弁護士は、営利企業の職員ですから、公益活動やボランティア活動はできないとは言わないまでも制限されるでしょう。企業社員である有資格者が自らの首を掛けてまで、企業の意に反するような行動をどうしたら取れると言うのでしょうか。大企業ほど多くの社員弁護士を雇い入れることができます。社会的・経済的強者の味方となる弁護士が増える可能性についてどのように対処すべきでしょうか。私達弁護士会は社会的・経済的弱者の基本的人権を擁護するこ

とを尊重する義務を負います。例えば、社員弁護士が弁護士会の過半数を占めるようになったら、経済的・社会的弱者の基本的な人権を擁護し、社会正義を実現するという使命を十分に果たすことができるのでしょうか。弁護士会が、社会正義や人権擁護よりも営利企業の視点を重視する運営を行う危険性さえあります。そこまでではなくとも、従来の弁護士事務所を構える弁護士との間に意識の解離を生じ、弁護士間の同質性が失われ、弁護士会の運営が難しくなり、ひいては弁護士自治が崩壊の危機に瀕するのではないのでしょうか。

また、企業内に弁護士がいたとして、企業活動をきちんとチェックできるのでしょうか。給料をもらい、給与や賞与の査定、社員たる地位自体まで企業に握られているのに、その企業にどうやって逆らうことができるのでしょうか。顧問弁護士なら企業を強く指導することもできるでしょう。それで、企業を怒らせても、一つ顧問契約を切られるぐらいの損害で済みます。企業内弁護士は、解雇されたが最後路頭に迷います。それでも以前なら、開業すればよいとも思いましたが、今は町に弁護士が溢れ、開業しても生活していけない可能性が高いわけですから、今後、益々社内弁護士は追い込まれる一方でしょう。このように、問題が多いのに、「21世紀の弁護士は、企業に入って活躍だ」というようなお気楽なことがどうしていえるのか、私には分かりません。私の目には、弁護士の社会的使命を真面目に考えていないとしか思えないのです。

しかし、それほど心配は要らないのかもしれないかもしれません。というのも、「**企業・官公庁における組織内弁護士への需要は、最近とみに増加しつつあるもの**」という部分が、虚偽に近いからです。実際は、組織内弁護士の需要はほとんどありません。平成18年10月に実施された日弁連による組織内弁護士採用動向調査結果で、全6147社（国内企業3795社、外資系企業1457社、自治体849機関、官庁46省庁）のうち、今後5年間の弁護士採用予定合計は「108名から232名」に過ぎませんでした。一年に直せば、21名から46名です。この結果なら、解釈の違いが出る心配が皆無でしょう。胸を張って、組織内弁護士の需要は、年間2000名の司法試験合格者からすると微々たるものであるといえます。

私の実感としては、事態は更に悪いように思われます。例えば、平成15年12月8日の司法制度推進本部での法曹制度検討会第24回議事録では、弁護士法第72条問題と親子会社の問題が議論されています。そこで、日弁連元会長の平山正剛弁護士は、「親子会社の場合は、親会社が子会社の50%を超える株式を所有し、子会社を支配していること」「に加えて」「財務諸表規則第8条の適用を受ける会社間」「その範囲内の親子会社間においては、弁護士法第72条の「他人性」を有しないものと解決してよいのではないか」「構成要件該当性、違法性、有責性というようなことを言っているはなかなか我々の実務の方が動きませんので、むしろ社会的に認められ、許容される範囲は一体何なのかということ」「これを取締の対象にしないでいい範囲というのがあるのではないか。」と発言しています。

実際、親子会社に弁護士法第72条が厳格に適用されないとすれば、弁護士以外の者が合法的に法律業務を営めることになり、弁護士法第72条の趣旨が没却されることとなります。傘下に子会社を有する親会社をさえ買収すれば、会計上本来計上できないはずの上納金を「法律業務に対する報酬」という名目で合法的に吸い上げることができるようになるわけです。そして、その法律業務一般を弁護士資格を有しない一般社員が行いいうこと

になります。このような議論が出てくることは、企業が組織内弁護士をできたら雇いたくないと考えているのではないかと思わせます。そして、それを日弁連元会長の平山正剛弁護士が、援護しているのです。平山元会長は、業務縮小を考えておられたのでしょうか。

また、私は、ある企業の法務部の責任ある地位の方に、組織内弁護士は必要と思うかどうかを尋ねたことがあります。その方のお答えは明確でした。「法的な知識は欲しいが、その人自身は要らない。そして、できれば案件ごとに、専門分野ごとに弁護士を変えたい」。私は、その言葉に深く納得しました。これこそ、営利を目的とする企業の本音に思われました。我々は「企業内弁護士となって活躍する」などという甘い考えは捨てるべきです。企業は、経済的合理性のないものを置いてはくれません。更に言えば、弁護士を社員として雇い入れるとその弁護士の高い弁護士会費を負担することになり、下手をすると弁護士相手に労働紛争に巻き込まれるわけです。企業が社内弁護士を抱える経済的合理性は低いと言えます。また、その方の言うとおりになら、顧問弁護士も安閑とはしておれません。企業は、本当は一人の弁護士を顧問に雇うことなどしたくないのです。案件ごとに専門の弁護士に頼みたいのです。不況で企業経営が厳しくなる昨今、顧問弁護士を切って、そのような体制に移行する企業が実際出てきています。業務は縮小するばかりかもしれません。

「3、現在の増員ペースを緩和しても司法改革の実現に支障のないこと

① 弁護士の過疎偏在

いわゆる弁護士過疎のゼロ地域は昨年解消され、ワン地域もなくなりつつある。しかし、都市部に集中する弁護士の偏在は依然として利用者のアクセスにとって大きな課題である。弁護士の過疎偏在問題の対策は、弁護士人口の大幅増加が必要条件ではあるが、増えた弁護士人口が一定程度そのような過疎偏在地域に進出していく政策的誘導が必要である。具体的には、2001年1月から開始されたひまわり基金法律事務所の過疎地への積極的誘致はこれまで累積で91箇所へのぼり、また2006年10月業務開始した法テラスの過疎対策ではいわゆる4号地域事務所は2年間で19箇所になり、前述のとおり2008年6月をもっていわゆるゼロ地域は解消し、20のワン地域を残す状況にまで到達している。更に、弁護士会による地域ごとの需要調査や地元自治体との協力、過疎偏在地域に事務所を出す弁護士への日弁連からの経済・技術支援等が実施されている。過疎偏在問題の解決策は、この数年間の合格者増により目覚ましい進展を遂げたことは事実であるが、この問題の解決に必要なことは今や単純なる法曹人口の大幅増員にあるのではなく、これら各地弁護士会、ブロック、日弁連が推進する過疎偏在地開業弁護士等への支援対策の実行にあるのである。そして、この対策を実現する為に必要とされる弁護士の数は現在の弁護士増員ペースを緩和しても十分足りるのである。ただし、このことは、今後とも日弁連等が過疎偏在問題を可及的速やかに解消する具体的施策を推進することによって初めて説得力をもつものであることを自覚しなければならない。」

「都市部に集中する弁護士の偏在は依然として利用者のアクセスにとって大きな課題である。」という主張は、正しくありません。そもそもアクセス障害があるというアンケート結果すらありません。まだ、今日ほど弁護士数が多くなかった平成12年の司法審アン

ケートの「調査結果」では、「今回の調査の回答者では弁護士の委任率が高く、かつ、弁護士へのアクセス障害の報告も少なかった」どころか、「今回の結果は、「知っている弁護士」が身近にいる、あるいは「顧問弁護士がいる」ということが、いわば司法への呼び水になっている、という側面もうかがわせる」とまで結論付けています。一般市民5万人に対して行われた日弁連の調査では、「弁護士依頼を考えたか」との問いに対し、半分の割合の人が実際に弁護士を依頼していました。そして、紛争の対象となる金額金30万円以下の事件についても相当数が何らかの形で弁護士を利用しており、何らかの形で弁護士の利用を考えていますし、実際に弁護士を利用する経済的合理性のある事案については既にほとんど全てが弁護士を利用していたことが判明しています。この様に、データで簡単に否定できる主張はすべきではありません。

「**弁護士の過疎偏在問題の対策は、弁護士人口の大幅増加が必要条件ではあるが**」という部分も、誤りである上に失礼な議論です。司法過疎解消の問題は、弁護士の配置の問題であり、弁護士数の問題ではありません。平成19年時点でのゼロ地域3カ所に3名の弁護士、ワン地域24カ所に2名の弁護士、第1種弁護士過疎地域88カ所に2名の弁護士を配置するとしても総勢233名の問題に過ぎず、毎年2000名以上の弁護士を作り出さなければいけないなどということはありません。今ではゼロ地区はなくなりました。「**弁護士人口の大幅増加が必要条件**」などではないことは、簡単な算数で分かります。

また、この意見書の背景となった考え方はいかなるものか分かりませんが、失礼な議論という理由は、「司法過疎の解消には、弁護士の大幅増員が必要」と言っていた人達は、どうも、都会で就職できず仕事に困る弁護士が大量に発生することにより、都会であぶれた弁護士が地方に供給されることを想定しているらしいのです。だとすればこれは生活に困る大量の不幸な弁護士の発生を前提としたものである上、地方の人達を愚弄するような発想を含む、誠に不適切な議論といわざるを得ません。もうそろそろこのような議論は、止めようではありませんか。

「②被疑者国選弁護・裁判員制度への対応

日弁連の報告によると、被疑者国選弁護は、1人当り年間15～20件を上限として受任することを前提とすると、本庁所在地、裁判員裁判を行う支部においては対応可能（年間93715件につき、スタッフ弁護士を含む法テラス契約弁護士13597人）であり、問題は過疎偏在問題を抱える支部管轄の地域である。この問題は法曹人口急増によって解決するわけではないことは、上記①と同様であり、本庁所在の弁護士の援助や法テラスのスタッフ弁護士の拡充、ひまわり公設事務所の開設などでやり切るしかない。そして、そのことは現在の増員のペースを緩和してもやり切れることである。また、連日開廷を原則とする裁判員裁判（年間2000件）の対応については、年間30件未満を担えば足りる単位会は25会であり、その余は25%が高裁所在地に集中し、50件未満が8単位会である。そして、これら単位会は相応の弁護士数を擁しており対応は可能とされている。」

この部分によると、これ以上、法曹人口を増やす必要はないとの結論に至るように思われるが、何故新司法試験だけで2100人から2500人の合格者が必要なのかがわかりません。

「第3 結論

(1) 以上のことから、当会としては、市民のための司法改革を貫くため、「国民が必要とする数を質を維持しながら確保するよう努める」との基本方針を今後とも堅持し、「概ね5万人程度」の法曹人口に見合う基盤整備の対策を今後とも全力で押し進めるべきと考える。しかし、具体的な毎年の新司法試験合格者数については、現在の増員ペースは急激に過ぎ、増員のペースはスローダウンすべきであるとする。

そして、その具体的人数については、新司法試験合格者年間2000人または現状維持である約2100人（旧司法試験組を入れると2300人程度）程度に固定するとの考え方もあるが、旧司法試験組が順次少なくなることを考えると、2000人は全体数を現状から削減することを意味し、法科大学院に対する深刻な影響を避けるとともに、年間合格者数を当初構想した数からあまり低く抑えることはかえって司法試験受験生の意欲や質の低下を招きかねない悪循環も懸念される。当会としては、司法試験委員会が2007年6月の時点で2008年度の新司法試験の合格者数の目安とした年間2100人～2500人の範囲内で、年度ごとの受験生の成績や質に応じて合格者の数が判断されることが妥当であるとする。

「市民のための司法改革」と書き始めて、結局、法科大学院の都合で、合格者数を決めています。いかに、「市民のための司法改革」と言うことがお題目に過ぎないかが明らかです。

「年間合格者数を当初構想した数からあまり低く抑えることはかえって司法試験受験生の意欲や質の低下を招きかねない悪循環も懸念される」というようなことは、本文中で一度も議論されていません。それが結論になるとはどういうことでしょうか。しかも、年間合格者数を低く抑えることが、何故受験生の意欲や質の低下を招くのでしょうか。この内容も認めるわけには行きません。むしろ、合格者数を思い切って絞った方が、司法試験受験生の意欲も質も高まると思うからです。以前は、合格率が2-3%でしたが、難関であるからこそ意欲も質も高かったと思います。受験生の質を決めるのは、将来に対する夢を持てるかどうかによりますが、合格者を2000名以上にすれば、いずれ弁護士はワーキングプアになるでしょう。そこにどうして夢が持てるのでしょうか。優秀な学生は、司法試験に集まらなくなります。それは将来のことではなく、もう始まっているのです。

「(2) 因みに当会の主張する増員ペースにより法曹人口5万人到達後の合格者数をどうするかは、激変する社会経済・政治情勢に鑑みると答えの難しい問題であるが、概ね5万人が現実化する数年あるいはそれより以前において、潜在的ニーズの掘り起こしと、法曹人口を支える社会、司法基盤の整備の実現状況を勘案しつつ、判断しなければならない。その判断過程においては法科大学院の学生の質や意欲に深刻な影響を及ぼさないような配慮をしなければならず、その結果はなだらかな合格者数の増加又は減少曲線を描くことになる。

日弁連としては、今後とも法曹の質の検証を継続しながら、弁護士白書（より精緻なものが求められよう）や法的ニーズの分析など様々な統計・データのもとに法曹人口の検証

を続けるべきである。あわせて、日弁連は、市民の法的ニーズをさらに顕在化させるために、司法の制度的基盤整備の諸課題を実現する行動計画を策定し、会員の総力を結集して大きく運動を展開すべきである。以上

「法科大学院の学生の質や意欲に深刻な影響を及ぼさないような配慮をしなければならず」とあり、結論が二つとも、法科大学院に対する深い配慮で貫かれています。これでは、「市民のため」といいながら、実は「法科大学院のため」に合格者数を減らせないのではないかと考えざるを得ません。

この意見書の一節「様々な統計・データのもとに法曹人口の検証を続けるべき」は、空想的論調の多かったこの意見書自身に対して捧げたいと思います。

結局、この東弁の意見書は日弁連の3000人路線を決めた臨時総会の決議の礼賛と踏襲、および法科大学院の都合に終始していると評価されても致し方ありません。

このような意見書を「隠れ3000人路線」と称することができると思います。この「隠れ3000人路線」は、既に、かなり広範に主張されています。この「隠れ3000人路線」には騙されないようにしましょう。見かけ上は、2100人から2500人というのは、3000人と比較して少ない合格者数を主張しているかに見えて、その実、社会的弊害をもたらすことにおいて3000人と大差ありません。

「隠れ3000人路線」の特徴は、この東弁の意見書からも分かるように「これまでの路線は間違っていなかった。基盤整備との関係で増員ペースが早すぎただけである。」と主張するところにあります。しかも、基盤整備の内容が、具体的に説得力を持って主張されることは、私の知る限りありません。「増員を先送りすれば、何とかなるだろう。」程度の曖昧な論調に終始するのが常です。3000人路線が決められてから既に9年近くが経とうとしています。その間に基盤整備が行われなかったのは、何故でしょうか。そのことを良くお考えいただきたいと思います。過去、私達は「弁護士は足りない。弁護士の需要はいくらでもある。」と言われて、3000人路線に同意しました。しかし、現状で、増員に見合うだけの弁護士需要はありません。その次に、「基盤整備ができていないだけである。」と言われても、しかも、具体手な施策を示さずにそう言われても、おいそれと信じるわけにはいきません。

結局、平成12年の日弁連路線を前提とした修正では、司法改悪による弊害を止めることはできないでしょう。

今必要なのは、司法改革についての真摯な反省と方向転換です。論語では、「過ちをあらたむるに、憚(はば)かることなかれ」と言います。人は誰も過ちを犯すもので、それを改めることは恥ずかしいことでもなんでもありません。過ちであることが分かった以上、その過ちが大事に到らないうちに軌道修正し、正しい方向に進路を変えるのが、私達弁護士の務めです。そのためには、過去の過ちを反省する誠実さと、その痛みに耐える勇気が必要なのです。

このような意見書が今後他の弁護士会でも出されるのか、注視していく必要があるでしょう。そして、このような隠れ3000人路線には断固闘って行く必要があると思います。以上